

# Technical Regulation 2015



## 2015年度 マツダファン・サーキットトライアル 車両規定

### 1. 車両

マツダファン・サーキットトライアルに参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定第6章スピードB車両規定および第8章スピードD車両規定に加え、次の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない

### 2. 純正部品

- 1) 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す。
- 2) メーカーおよびディーラーオプション（マツダスピード製品を含む）は純正部品に含まれない。
- 3) 車の通称名が同一であって型式が同じ場合のみ、異なるグレード（機種）に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる。
- 4) 車の通称名が同一であって型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から架装自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱わない。また当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する。
- 5) 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される。
- 6) 同一車種で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない。

### 3. 交換・追加部品

車両への追加装着および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品だけで行い、その取り付け方法を含み、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。

### 4. 参加車両

- 1) 参加車両はナンバー（登録番号標）を有する国内向け仕様のマツダ車両であること。ただし、自動車検査証の有効期限の切れている（仮ナンバーを含む）マツダ車両については、B-Sports が特に認めた場合に限り、「クローズド」クラスでのみ参加が認められる。
- 2) 特に認めた場合を除き、自動車検査証記載事項の変更および構造検査の手続きが必要な改造（エンジン兼せ換え、排気量の変更、等）は禁止する。ただし、株式会社マツダ E&T が架装整備し持込登録された架装自動車に限り、そのベーム車両クラスでの参加が認められる。
- 3) 座席およびシートレールは車検対応品に限り変更が認められる。競技中においても乗車定員分の座席を有すること。ただし、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ 1250」、「オープン・ロータリー」クラスに限り、ロールバーを取り付けることを目的に乗車定員数を変更することが認められる。（各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと）
- 4) 4点式以上の安全ベルトを追加装備することを推奨する。ただし、追加装備した場合でも、既設の安全ベルト（3点式等）を変更、取り外してはならない。また、4点式安全ベルト等を追加装備し正しく機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる。
- 5) 近接排気騒音が103dB以下（平成10年11月以降製造車は96dB以下）でなければならない。
- 6) オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならない。フローバイパス還元装置は当初の機能を有すること。（大気解放は許されない）
- 7) バッテリーは自動車用の他のものへ変更することができる。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること。

8) 競技終了時点における残りの燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の重量は、当初の車検証もしくはカタログに記載された車両重量から、NORMALクラスはそれ以上、その他のクラスは-50kg以上であること。ただし、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ 1250」、「オープン・ロータリー」の改造範囲 TUNED クラス、または「クローズド」クラスは-100kg以上であること。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類を携帯すること。

9) 4点式以上のロールバーの取り付けを推奨する。オープンカー（脱着式ハードトップ装着車を含む）は4点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていること。取り付けける場合には、国内競技車両規則第3編第4章第1条4「ロールバー」の規定に従うこと。ただし、リトラクタブル（格納式）ハードトップ車は、クローズ状態時にはオープンカーとはみなされず、ロールバーの取り付けを義務付けられない。

10) 前後にけん引穴あきブラケットを備えなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用可能な位置に取り付けられなければならない。新たにけん引穴あきブラケットを装着する場合には、国内競技車両規則第3編第6章第1条1.7「けん引穴あきブラケット」の規定に従うこと。

11) フロント・リアボンネットまたはトランクリッドを変更した場合には、少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。

12) 燃料は、石油会社で生産され、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている自動車用無鉛燃料でなくてはならず、オクタン価を上げる効果のある添加剤を使用しないこと。

13) 降着用運転転装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。

14) 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則第4編取り「アクセサリ等の自動車部品（エアロパーツ類を含む）」の取り付け、取り外し、変更が許される。

15) 前部のナンバープレートを移動することができる。ただし、車両前面外部の見やすい位置に確実に取り付けること。また、競技中であっても取り外すことは許されない。

16) メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）および車体（国内競技車両規則第3編第1章第4条に従う）を除き、カーボン材（カーボン含有率が全てを占めるもの）を使用しないこと。

17) 当該規定の2)および3)に適合しない車両は、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」の改造範囲TUNEDクラス、または「クローズド」クラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着し使用する場合には、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも常に適合するよう維持しなければならない。

18) B-Sports が特に認めた場合に限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典外で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、B-Sports が参加に適合しないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある。

### 5. NORMAL クラス改造規定

- 1) NORMAL クラス参加車両は、以下の項目や同車両規定4.「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定2.「純正部品」のみを使用することを基本とする。
- 2) 点火装置  
ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アーシングは、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- 3) 吸・排気系統  
①エアクリナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。  
②吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。  
③防熱装置（バンテンジ等の装着）を施すことは許されない。
- 4) 駆動装置  
クラッチディスク、クラッチカバーのみ、数および直径を除き変更することができる。
- 5) ブレーキ装置  
パッド、ライン、ローター、ホースの変更が許される。ただしローター径の変更は許されない。
- 6) サスペンション  
純正形状のダンパー（減衰力調整およびCリング式車高調整は可）、スプリングの変更が許される。アッパーマウントの変更は許されない。
- 7) タイヤおよびホイール  
①通称 S タイヤ（モータースポーツ競技用タイヤ）の使用は禁止する。タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車輪中心より前方 30°、後方 50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。また、オーバーフェンダー（片側10mm以上）の追加、フェンダーのツメ折加工は禁止する。

メーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
ブリヂストン	POTENZA	RE-11S/RE55S
横浜ゴム	ADVAN	A050/A048/A038/A021R
ダンロップ	FORMULA-R	D93J
	DIREZZA	02G/03G
東洋ゴム	PROXES	R888
ミシュラン	Pilot	Sport Cup
ピレリ	P ZERO	TROFEO/CORSA/C
クムホ	ECSTA	V710/V700
ハンコック	Ventus	Z214/TD Z221

※上記以外のタイヤでも通称 S タイヤに準ずると判断される場合、猶予期間を持たず使用を禁止する場合がある。

- ②タイヤおよびホイールのサイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、オフセットは自由に変更することが許される。リム幅は自由とするが、タイヤメーカーが指定する適用範囲の範囲内に納めること。
- ③ホイールはスチール製、または JWL または VIA マークのあるアルミ合金製のみとする。
- ④タイヤの溝は、競技終了後も1.6mm以上あること。
- ⑤タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。
- ⑥ホイールスベアーの使用は禁止する。

8) 補強  
ポルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パフォーマンスバー等の補強バーの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能であってはならない。

### 6. TUNED クラス改造規定

- 1) TUNED クラス参加車両は、同車両規定4.「参加車両」に常に適合した状態であれば、同車両規定2.「純正部品」、3.「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加、加工することが認められる（「オープン・ロータリー」クラスに限り、ロータリーエンジンのポート方式の変更も可）。ただし、以下の項目には従うこと。
- 2) 排気系統  
触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる。
- 3) 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）  
①当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）が無い車種クラスの場合、過給装置を新たに設置することは禁止される。もし、当該クラスで過給装置を新たに設置した場合、アクセラおよびアテンザ系の車種は「マツダスピードアクセラ&アテンザ」、それ以外のレシプロエンジン搭載車は車重重量に応じて「オープン・レシプロ」または「オープン・レシプロ 1250」、ロータリーエンジン搭載車は「オープン・ロータリー」の車種クラスで、改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。  
②当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる。
- 4) タイヤおよびホイール  
①使用できるタイヤ銘柄は、NORMAL クラスと同様とする。ただし、サイズは自由とし、ホイールは JWL または VIA マークのある軽合金製（マグネシウム合金製を含む）の使用、フェンダーのツメ折加工、ホイールスベアーの使用が認められる。  
②車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ 1250」、「オープン・ロータリー」クラスは、オーバーフェンダーの追加が認められる。

### 7. クローズドクラス改造規定

クローズドクラス参加車両は、同車両規定6.「TUNED クラス改造規定」に従うこと。

### 8. 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、参加者の必要性に応じて変更、改造の範囲を必要最小限に留めることで、日常の利便性を極力損なわず、廉価な車両で平等な条件の下に、モータースポーツの真髄を堪能できることを目的として作成されたものであり、JAF 国内競技車両規則および当規則により規定されていない事項については、すべて改造、変更、取り付けが許されない解釈しなければならない。また、参加者は本規則を遵守して参加することが前提であり、本競技会の車両検査の合否が一般公道における道路運送車両の保安基準に適合していることを保障するものではないと解釈しなければならない。本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈を以て最終とする。